

ウェルビーイングや学びへのモチベーションの評価および効果測定
業務委託仕様書

1. 業務名

ウェルビーイングや学びへのモチベーションの評価および効果測定業務委託

2. 委託の目的

秋田県立高等学校等における「ネクストハイスクール構想」等に基づく教育プログラム（類型 1～3：地域産業を支える人材育成、理数系・イノベーション人材育成、多様な学習ニーズへの対応等）の実施に伴い、生徒の主体的幸福感（ウェルビーイング）や学びへのモチベーションを多角的に評価・検証する。

また、客観的根拠に基づく政策立案（EBPM）の観点から、データ分析結果を用いたカリキュラム改善への助言や、教職員への伴走支援を行い、変化の激しい社会においても持続的に機能する教育モデルの最適化と、事業終了後の自律的運用（自走）体制の構築を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 委託対象

秋田県立高等学校 改革先導拠点校4校

5. 委託業務の内容

受注者は、以下の業務を実施すること。

(1) 教育効果の評価指標設定と調査システムの構築

- ・教育プログラムの成果を測るため、以下の観点から生徒の変化を測定する評価指標を設定すること。
 1. 生徒のウェルビーイングや欲求充足などの心理的側面
 2. 学校や地域とのつながり
 3. 将来の進路やキャリアに対する意識
 4. 問題解決力や思考力などのコンピテンシー
 5. 授業の満足度や学習環境に対する評価
 6. 改革先導拠点校における KPI に係る評価

- ・生徒および教員が GIGA 端末から回答できる調査用 Web アプリを開発・提供すること。また、収集したデータを可視化等するダッシュボード機能等を持つデータ基盤を構築すること。

(2) データ収集と定量的・定性的効果検証の実施

- ・対象校において定期的な Web 調査を実施し、学びへのモチベーションやウェルビーイングの変化を多面的に把握すること。
- ・改革先導拠点4校に対し、1校あたり年3回を上限とし現地訪問を実施し、教職員・生徒等への面接調査等の定性的評価を実施すること。
- ・収集した教育データの匿名化処理を行った上で、統計手法（因果推論、傾向スコアマッチング等）を用いて教育効果の推計・分析を行うこと。

(3) コンサルティングおよび伴走支援（教育プログラムの最適化）

- ・分析結果をダッシュボード等で各学校および教育委員会へ還元し、教育プログラムやカリキュラムの改善に向けた具体的な助言を行うこと。
- ・単に分析結果を提出するだけでなく、教職員等が自らデータを扱い、教育効果を評価できるようになるための伴走支援（ワークショップの開催や分析手法のレクチャー等）を実施すること。
- ・委託期間終了後も、学校現場において調査システムを活用し、自律的にカリキュラム改善を図れる体制づくりを支援すること。

- (4) 報告書等の作成
 - ・委託事業の成果分析報告書等を作成し提出すること。

6. データセキュリティ・個人情報保護および安全管理

- (1) 本業務で取り扱う個人情報および教育データについて、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令・規程等を厳格に遵守すること。
- (2) 個人を特定できる情報については適切な匿名化処理を徹底し、データの漏洩、滅失、毀損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じること。
- (3) 収集された教育データおよび分析成果データ等の権利は秋田県教育委員会に帰属するものとし、契約満了時には、県の指示に従い速やかにデータの引き渡しかつ安全な消去を実施すること。

7. 業務報告書及び成果物等の納入

- (1) 提出物
 - ①事業実施計画書
 - ②調査用 Web アプリおよび分析ダッシュボードの利用権提供
 - ③分析フィードバック資料（学校別・県全体）
 - ④事業の外部説明用資料（プレゼンテーション形式で作成）
 - ⑤業務完了報告書
 - ⑥作成データ一式
- (2) 提出方法
紙媒体 1 部及び秋田県で環境で使用可能な Microsoft Office 製品等で作成した電子データ（加工可能な形式を含む）を提出すること。
- (3) 提出期限
①：契約提携後速やかに ②：構築完了後 ③～⑥：令和 9 年 3 月 31 日

8. 委託先の要件

- (1) 大学等の研究・産学連携機関であり、EBPM (Evidence-Based Policy Making) に関する専門的知見を有すること。
- (2) 過去 5 年以内に、自治体と連携し教育現場における ICT 活用や学習意欲のデータ分析、コンサルティングを行った実績を有すること。
- (3) 情報セキュリティに関する適切な管理体制を有していること。

9. その他

- (1) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託することはできない。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の書面による承認を受けなければならない。
- (2) 本委託業務の実施のために制作した全ての成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は秋田県に帰属し、受注者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、秋田県の承諾を受けなければならない。
- (3) その他、本仕様書に定めのない事項については、県教育委員会と受注者と協議して定めるものとする。